

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会 長 村木 厚子 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 7 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 8 年 6 月 30 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

（1）理事会の運営について

理事会は、すべての理事によって組織される会議体であって、その会議における決議をもって業務執行に関する社会福祉法人の意思決定を行う必要的機関であり、社会福祉法人の公益性を担保し、経営組織のガバナンス向上を図るために設置されている。

したがって、その活動は、原則的に理事全員が参集する会議の形式で行われるものであるところ、貴会においては、前回監査時と同様に、理事会を続けて欠席している理事が複数認められた。

については、理事会の本旨に鑑み、具体的な方策を検討し、改善を図ること。

2 会計管理について

（1）経理規程について

以下の通り、経理規程が遵守されていないことが認められた。経理規程が遵守されていない理由の一つとして、経理規程の内容が法人の事務処理体制等の実態に即していないことが考えられることから、関係法令及び通知に反しない範囲で経理規程の内容の見直しを検討した上で、経理規程に従って事務処理を実施すること。

- ア 残高の確認について、経理規程第 32 条には「毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、出納責任者に報告しなければならない。」と規定されているが、毎日ではなく、出納の都度実施されている。
- イ 月次報告について、経理規程第 34 条には「毎月末日における拠点区分又はサービス区分ごとに月次試算表を作成し、さらに、各事業区分合計の月次試算表を作成し、会長に提出しなければならない。」と規定されているが、年に 3 回（11 月、3 月、6 月）のみ会長への報告が行われている。
- ウ 資金の運用等について、経理規程第 43 条第 3 項には、「会計責任者は、毎月末日に資金（有価証券及び積立資産を含む）の残高の実在を確かめ、その内容を会長に報告しなければならない。」と規定されているが、年に 1 度のみの報告となっている。
- エ 有価証券の管理について、経理規程第 46 条には「会計責任者は、毎会計年度 9 月末日、3 月末日及び必要と思われるときに、有価証券の時価と帳簿価額の比較表を作成し、会長に報告しなければならない。」と規定されているが、9 月分が実施されていない。